

業務委託仕様書

(仮称)バリアフリーマップ等作成委託

令和4年(2022年)4月

豊中市 都市基盤部 基盤整備課

第 1 章 総 則

1. 本仕様書は、『(仮称)バリアフリーマップ等作成委託』に適用するものであって、予め本仕様書及び設計書の内容を熟知し、業務を実施すること。
2. 受注者は着手前に工程表を作成し、「業務実施計画書」(1部)を本市に提出して承認を受け、これに準拠して業務を推進し、期限内に作業を完成させること。
3. 本業務完了後、成果品が受注者側の錯誤、若しくはその他の理由で不完全であった場合は、修正を命ずることがある。また、これに要する費用は、受注者の負担とする。
4. 受注者は、本業務を一括して他に委託し、又は請負してはならない。
5. 本業務は本仕様書に基づいて、監督職員の指示に従い、誠意をもって図書の作成に従事すること。
6. 本業務の実施中に疑義が生じた場合は、遅滞なく監督職員と打合せを行い、その結果については「打合せ記録簿」に明記しなければならない。
7. 貸与図書の保管、その他一切の責任は受注者が負い、万一紛失または破損等の事態が生じた場合は、本市の要求する方法で賠償するか、修理を行い返却すること。
8. 本仕様書に明記していないものでも、本業務完成上必要なものは監督職員と協議し、受注者において実施しなければならない。
9. 本業務が完成したときは、その成果品について本市の検査を受けなければならない。もし、不備等の部分があった場合は、指定期日までに訂正の上、納品すること。
10. 本仕様書に明記されていない事項については、豊中市都市基盤部基盤整備課発行の『道路測量設計業務の進め方及び成果品作成業務【補助資料】』(最新版)(以下:市補助資料)及び大阪府都市整備部発行の『測量、調査及び設計業務等委託必携』(最新版)(以下:府必携)に準ずるものとし、監督職員と確認を取りながら、業務を実施すること。また市補助資料内部の土木部道路建設課や都市基盤部道路センター道路建設課と記載があるものについては、都市基盤部基盤整備課と読み換えて作成すること。

11. 不当介入に対する報告・届出等について

- (1)受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領(平成24年2月1日制定)」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市への報告及び管轄警察署への届出(以下「報告・届出」という。)を行わなければならない。
- (2)報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、本市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。
- (3)受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4)報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

12. 豊中市暴力団排除条例の施行に伴う「誓約書」の提出について

豊中市暴力団排除条例の施行(平成25年10月1日)に伴い、受注者は、契約金額が500万円以上となる元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となるので、該当する場合は、提出すること。誓約書は、契約書提出時に、担当課へ提出すること。(市ホームページ→入札・契約情報→入札・契約情報トピックス 参照)

第2章 業務内容

1. 業務目的

本市では、令和4年(2022年)3月に、「だれもが気軽に出かけられるまちづくり」を実現するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、「豊中市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)」を策定した。

同計画第3章「市域全体のバリアフリーに関する方針」の取組み方針2「先端技術やICTを活用したバリアフリー情報の提供」では、『当事者・利用者視点のもと、先端技術等も活用し、すべての人にとって利用しやすく分かりやすい情報の提供を推進します。』としており、高齢者、障害のある人等が利用可能な施設等を選択できるようにするために、それらの施設等が所在する場所を示したバリアフリーマップを作成することが効果的である。

このため、施設等のバリアフリー情報を調査・収集の上、冊子「(仮称)バリアフリーマップ」を当事者※視点を踏まえつつ作成するとともに、令和4年度(2022年度)より、先端技術等も活用した情報の提供に取り組むため、収集した情報について、「オープンデータ」を作成し、市民の利便性の向上と多様な個性の人々が外出する際に役立つバリアフリー情報の提供を図ることを目的とする。(※本業務における「当事者」とは障害のある人、高齢者、子育て、外国人等をいう。)

2. 業務内容

(1) 計画準備(全体企画・設計)

本業務の目的、内容等を踏まえ、業務実施にあたって必要な資料、図面等の収集整理を行い、業務計画書の作成を行う。業務計画書には、業務の目的や実施方針を定め、業務工程や体制を明確に記載し、成果品の内容や使用する基準及び主な図書について記載すること。また、仕様書との整合性を図り、作成すること。

(2) 調査・情報収集

バリアフリーマップに掲載する施設の調査・情報収集を行う。掲載施設の選定、施設関係者への掲載依頼・施設関係者への許可取り、施設関係者との各種調整(調査の調整/掲載内容の確認等)を行うこと。調査・情報収集は「豊中市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)」に定める「移動等円滑化促進地区」の範囲を対象とする。また、対象地区における主要な道路や建築物などの実地調査を行い、収集した情報のとりまとめを行うこと。

<調査方法>

調査実施前に座標を除く属性情報を記入した調査対象リスト(9地区分)を作成すること。リスト作成に必要な施設の名称リストは市からあらかじめデータ提供する。調査に必要なバリアフリーに関する項目等については、当事者意見を反映し整理すること。当事者意見の反映については、市内で活動する団体からも意見聴取するなど市と協力のもと実施すること。調査票の内容を協議会等で確認した上で、現地踏査を行う。調査対象について、インターネットや市の所有するデータから収集可能なものについてはこの限りではない。調査票のほかにマップ掲載用の写真を撮影すること。

<調査対象>

生活関連施設、生活関連経路(別紙図面参照)

<調査項目>

施設の名称、住所、電話、FAX、座標(緯度、経度)などの属性情報

施設のバリアフリーに関する項目(10~15項目程度を想定)

道路のバリアフリーに関する項目(幅員、勾配、段差、点字ブロックを想定)

上記に定めのない項目については市と協議のうえ、決定すること。

(3)オープンデータの作成

「(2)調査・情報収集」のとりまとめ結果を基に、オープンデータの作成を行う。オープンデータの形式については、市と協議のうえ、決定すること。令和4年度(2022年度)調査実施分(1地区分)のオープンデータ作成は、10月末までに完了すること。

(4)情報冊子作成

「(2)調査・情報収集」のとりまとめ結果を基に、地区毎の情報冊子作成を行う。作成においては、当事者意見を反映し作成すること。当事者意見の反映については、市内で活動する団体からも意見聴収するなど市と協力のもと実施すること。また、各地区統一のデザインで作成することとし、冊子に掲載する写真の撮影、冊子のデザイン・レイアウトの決定、編集、校正、印刷及び納品まで一貫して行うこととし、別業務で作成するデジタルマップとの整合性を図るための微調整等を必要に応じて行うこと。また、作成した冊子データ(案)を第2回の協議会資料とし、協議会等で確認した上で、製本を行うこと。

<製本条件>

校正:文字校正、色校正あわせて2回程度とする。

仕様:A4 8ページ フルカラー 中綴じマットコート110キロ

部数:1地区あたり3000部

※製本条件については現時点で想定している条件であり、別途変更の可能性有。

(5)協議会等の運営支援

住民代表や関係機関などで構成される「豊中市バリアフリー推進協議会」の運営支援を行う。運営支援の内容は、資料の作成・提供、参加者の飲み物準備、会議録の作成、必要な助言等を行うこととし、年間の開催回数は2回程度(3か年×2回=計6回)を想定している。

(6)報告書の作成

上記の業務の結果を、業務報告書としてとりまとめること。

(7)打合せ協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、打合せ協議を行う。打合せ回数は、業務着手時、各年度成果品納入時の計4回とし、統括責任者が出席することとする。なお、細かな調整については、メール等に対応することとする。

3. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

<令和4年度>

- ①業務報告書 A4サイズ チューブファイル1部
- ②バリアフリーマップデータ 1式(1地区分)
情報冊子 :イラストレーターやフォトショップで作成し、操作可能な状態の冊子データ
写真データ:PNG, JPG形式等(ネーミングを整理したもので提出。
- ③オープンデータ(Excelまたはcsv形式) 1式(1地区分)
- ④その他必要な資料 1式

上記成果品データに関しては電子媒体(CD-ROM等)にて納品すること。

<令和5年度>

- ①業務報告書 A4サイズ チューブファイル1部
- ②バリアフリーマップデータ 1式(4地区)
情報冊子 :イラストレーターやフォトショップで作成し、操作可能な状態の冊子データ
写真データ:PNG, JPG形式等(ネーミングを整理したもので提出。
- ③製本した冊子「(仮称)バリアフリーマップ」 3000部/地区 ×5地区
(令和4年度分1地区を含む)
- ④オープンデータ(Excelまたはcsv形式) 1式(4地区)
- ⑤その他必要な資料 1式(4地区)

上記成果品データに関しては電子媒体(CD-ROM等)にて納品すること。

<令和6年度>

- ①業務報告書(令和4年度～令和6年度) 2部
(A4サイズ 黒表紙、金文字製本1部、副本としてチューブファイル1部)
- ②バリアフリーマップデータ 1式(4地区)
情報冊子 :イラストレーターやフォトショップで作成し、操作可能な状態の冊子データ
写真データ:PNG, JPG形式等(ネーミングを整理したもので提出。
- ③製本した冊子「(仮称)バリアフリーマップ」 3000部/地区 ×4地区
- ④オープンデータ(Excelまたはcsv形式) 1式(4地区)
- ⑤その他必要な資料 1式(4地区)

上記成果品データに関しては電子媒体(CD-ROM等)にて納品すること。

4. 業務工程(別紙スケジュール(案)参照)

<令和4年度(1地区)>

- ・計画準備 ⇒6月～7月
- ・調査・情報収集 ⇒7月～9月
- ・オープンデータ作成 ⇒9～10月(10月末までに作成)
- ・情報冊子作成 ⇒11月～2月
- ・協議会等の運営支援 ⇒年2回(7月、2月)

- ・報告書の作成 ⇒3月
- ・打合わせ協議 計2回

<令和5年度～令和6年度(8地区)>

- ・調査・情報収集
- ・オープンデータ作成
- ・情報冊子作成
- ・協議会等の運営支援
- ・報告書の作成
- ・打合わせ協議

5. 業務実施体制

本業務を実施するにあたり、統括責任者1人、担当者2人以上を配置すること。

6. 成果品の帰属

成果品の管理及び権利の帰属はすべて委託者のものとし、委託者が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。

7. 秘密の保持

受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57条)及び豊中市個人情報保護条例(平成17年条例19号)を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

8. その他

- ・受託者が本業務の履行に要する費用については、全て受託者の負担とする。
- ・本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する。
- ・本業務の履行のために必要な資料は貸与するが、本業務完了後速やかに本市に返却すること。集計を終えた個別データは完全削除処分とすること。データ等の取り扱いにあたっては、セキュリティ対策の措置を講じること。業務の進捗状況は、適宜報告を行うこと。